

組合員証(保険証)等は必ず返納してください

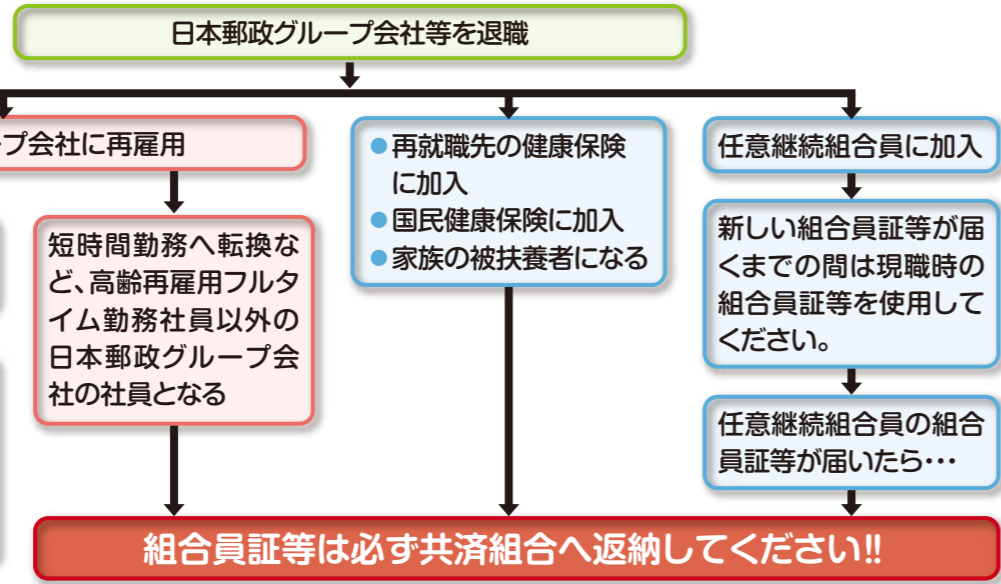
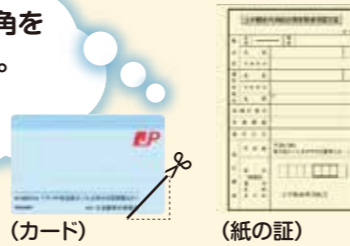
退職や短時間勤務へ転換となった場合(下図参照)は、組合員や被扶養者の資格を失いますので、組合員証等(※)は必ず共済組合へ返納してください。

なお、資格を失った後の組合員証等は無効となり、病院等で使用した場合、不正使用として共済組合が負担した医療費(総医療費の7割~9割)を返還してもらうほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

※組合員証等とは、次のものをいいます。

- カード(一般的に保険証と呼ばれます)
組合員証(組合員に交付しているもの)
被扶養者証(組合員の被扶養者に交付しているもの)
- 紙(申請により交付しているもの)
限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証/
特定疾病療養受療証/一部負担金等免除証明書/一部負担金等徴収猶予証明書

返納する際は、右下の角を
切り取ってください。
切り取った破片は
処分してください。



返納方法

- カードの右下を切り取ってください(紙の証は切り取り不要です)。
- 「組合員証等返納票」兼「亡失届」(※)に記入します。
- 1と2を併せて組合員が直接、共済組合へ郵送してください。

郵送先 〒330-9793
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当

※「組合員証等返納票」兼「亡失届」の掲載先

ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ 共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消し ▶ 組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届

〈被扶養者担当〉

共済組合の郵便番号が変更になりました!

平成29年7月3日(月)から大口事業所個別番号を取得し、以下のとおり郵便番号が変更となりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

【新郵便番号】

〒330-9792 (被扶養者担当を除く)
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター ○○担当 あて

※担当名は必ず記載してください。

〒330-9793 (被扶養者担当専用)
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 あて

※従前の郵便番号(〒330-0081)も引き続きご利用いただけます。

※共済センターからお送りする封筒等に、当分の間旧郵便番号が記載されている場合がありますのでご了承ください。

No.461
平成29年9月11日発行

本誌はホームページからもご覧いただけます。

ゆうせい共済



1 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792
※「被扶養者担当」あては、「〒330-9793」をお願いします。
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター
○○担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの
記事の右下にある担当名を記載してください。
※郵送料は差出人負担です。

2 電話によるお問い合わせ

コールセンター TEL 0120-97-8484
受付時間:午前9時~午後6時
〔土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く〕
※通話料無料。
携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※電話番号はお間違えないようにお願いします。

3 ホームページ

郵政共済 検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

Contents

- 平成29年度被扶養者資格確認の実施..... 2
- 家族を扶養に入れる時の注意事項..... 3
- 9月から厚生年金保険料率が変わります..... 4
- 「医療費のお知らせ」を送付します..... 4
- 団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ..... 5
- 住宅貸付金の年末残高等証明書の発行..... 5
- 70歳以上の方の外来医療費の
自己負担上限額が変わりました..... 6
- 整骨院・接骨院での受領委任払いに関する注意点..... 6
- 事故等で病院にかかる場合は必ずご連絡ください..... 7
- ジェネリック医薬品とは..... 7
- 特定健診を受けましょう!..... 8
- 特定保健指導を実施しています..... 9
- がん検診のススメ..... 10
- 平成29年度年金相談会のお知らせ..... 10
- 高齢雇用継続給付が決定されたらKKRへ届出を..... 11
- 組合員証等は必ず返納してください..... 12
- 共済組合の郵便番号が変更になりました!..... 12

日本郵政共済組合は、『がん対策推進企業アクション』の推進パートナーに登録されました。

平成29年度被扶養者資格確認の実施

共済組合では毎年10月に被扶養者の資格を確認しています。

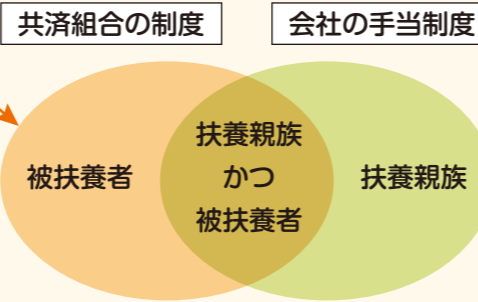
これは、被扶養者として認定されている方が、その要件から外れていないかを確認する大切な調査です。
対象となる組合員へは9月下旬に書類を発送しますので、被扶養者の要件を備えていることを証明する資料を添付して、必ず書類を提出してください。

「被扶養者の資格確認」は、会社が実施している扶養手当監査とは異なり、共済組合が実施しているものです。

確認の対象となる被扶養者は？

平成29年9月1日現在、日本郵政共済組合の認定を受けている方が対象です。ただし、扶養手当支給対象の方は除きます。

※各社の扶養手当と共済組合の被扶養者の認定要件は、ほぼ同様であることから、会社の扶養手当支給対象となっている被扶養者については、資格確認の手続きを省略していますが、下段「こんな時にはすぐに認定取消の手続きを！」に該当する場合は速やかに認定取消手続きを行ってください。



被扶養者の資格がない家族をそのままにしておく

- 要件から外れた時点まで遡って被扶養者の認定取消 → 多額の医療費返還を求められることも…!
- 日本郵政共済組合が負担する納付金額の増大 → 掛金の増加により、会社や他の組合員へ損害を与えることに…!

注意 必要な書類が提出されなかった場合は、現在お持ちの被扶養者証(保険証)が使用できなくなる場合があります。

提出期限厳守!

被扶養者の要件を備えていないことが分かったら

こんな時にはすぐに認定取消の手続きを!

- 他の保険に加入した (就職、雇用条件の変更、後期高齢者医療制度の加入など)
- 雇用保険¹、又は傷病手当金を受給し始めた
- 収入²が増えた (実稼働時間の増加、年金³の受給、自営業の開始⁴など)
- 別居し、生活費の援助(送金⁵)を取りやめた
- 一緒に扶養している人の年収が組合員の年収を上回った

注意 扶養手当支給対象から外れると、それと同時に被扶養者でなくなるケースが多く、その場合、共済組合への認定取消手続きが必要です。

- *1 月額3,612円以上受給している間は、期間の長短にかかわらず、認定取消となります。
- *2 年間130万円未満 (障害年金受給者、60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)
- *3 年金は、公的年金だけでなく、企業年金や個人年金も含まれます。
- *4 所得税法上と共済組合では認められる必要経費が異なります。
- *5 最低でも毎月5万円以上の送金が必要です。(被扶養者の収入によって異なります。)

手続き方法はホームページをご覧ください。

HOME ▶ 届出・申請様式 ▶ 共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消 ▶ 被扶養者01 被扶養者申告書

〈被扶養者担当〉

家族を扶養に入れる時の注意事項

家族を扶養に入れるには、共済組合へ被扶養者申告書(確認書類を含む)を届け出て認定を受ける必要があります。この届出は、扶養の事実が生じた日(事実発生日)の翌日から起算して30日以内に行ってください。30日以内であれば事実発生に遡って認定されますが、30日を過ぎてしまうと届出をした日から認定されることになります。

期限を過ぎて到着した場合、共済組合では差出日(消印または追跡履歴)を届出日として取り扱いますので、必ず差出日がわかる方法で郵送してください。

注意 共済組合への届出は、次のいずれかにより郵送してください。

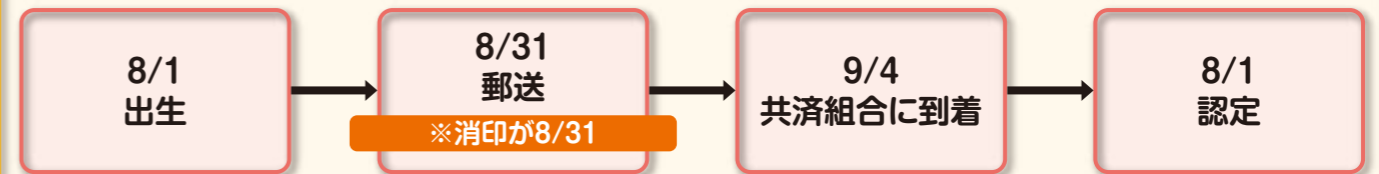
通信日付印(消印)があるもの

記録扱いの郵便(特定記録や簡易書留など)

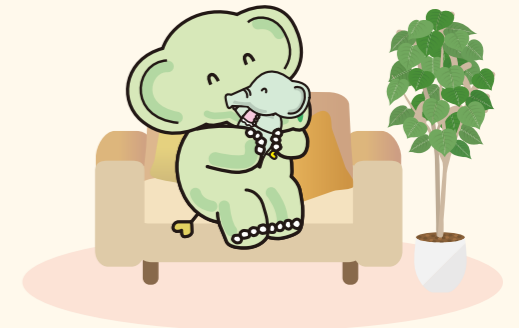
期限を過ぎて到着した場合の具体例

○消印、差出日が確認できる場合

消印または記録扱いの郵便の差出日を届出日として取り扱います。

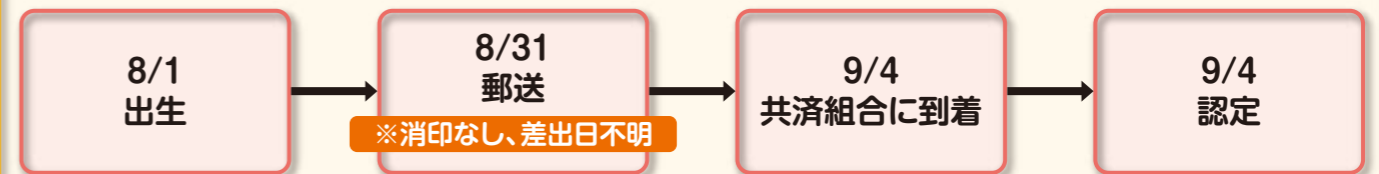


消印の日付が事実発生日の翌日から30日以内であるため、事実発生日の8/1に遡って認定します。



○消印、差出日が不明の場合

料金後納郵便や通信事務等により消印が押印されておらず、差出日が不明の場合は、共済組合に到着した日に届出があったものとして取り扱います。



差出日が不明のため、共済組合に到着した9/4を届出日とし、9/4付で認定します。
この場合、事実発生日の8/1から9/3までの間は、共済組合から給付を受けることができません。



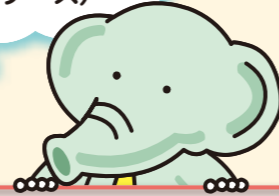
〈被扶養者担当〉

9月から厚生年金保険料率が変わります

平成29年9月に厚生年金保険料率が改定され、現行から0.177%の引き上げとなります。

現行	平成29年9月以降
8.816%	8.993%

厚生年金保険料率
改定による影響
(モデルケース)



※厚生年金保険料率は平成30年9月に9.15%となって固定されます。
※退職等年金給付の掛金率は変わりません。

標準報酬月額分	410,000円×0.177%×12か月	=8,708円 (A)
標準期末手当分	1,450,000円×0.177%	=2,566円 (B)
年間	(A) + (B)	= <u>11,274円の増加</u>

〈標準報酬・任継担当〉

「医療費のお知らせ」を送付します

対象の組合員及び被扶養者の医療費等を、世帯単位でまとめて記載した「医療費のお知らせ」はがきを、10月下旬以降、組合員本人のご住所あてに送付します。

1 目的

皆さまが受診されている医療費の額を認識いただくとともに、医療費の適正化(医療機関からの不正請求の抑止)に資するため。

身に覚えのない受診がないか、受診日数に誤りはないか等をご確認ください。

2 対象

平成29年4月～5月に保険医療機関等で受診したもの。
ただし、以下の受診は「医療費のお知らせ」はがきの送付対象外です。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ①任意継続組合員世帯の受診 | ②一部公費助成を受けての受診 |
| ③一部の疾病に係る受診 | ④一部の医療機関での受診 |
| ⑤組合員証や被扶養者証を使用しなかった受診 | |

3 掲載内容

- ①受診者名
- ②受診年月
- ③診療区分(入院・外来等の別)
- ④医療機関名
- ⑤診療日数
- ⑥総医療費10割(自己負担分1割～3割と、共済組合負担分7割～9割を合算した額)

4 その他

- 「医療費のお知らせ」は、確定申告時の添付資料や領収証としては使用できません。
- 「医療費のお知らせ」の再発行はできません。

5 送付停止をご希望の方

「医療費のお知らせ」の送付が不要又は送付により不都合が生じる場合は、平成29年9月29日(金)までにコールセンターまで申し出てください。

〈給付担当〉

団体積立年金保険「みらい」からのお知らせ

本年度も多数のお申込みをいただき誠にありがとうございました。

★ 新規加入及び口数変更された方へのご案内

新規加入された方には「ご加入のお知らせ」を11月下旬頃、組合員本人のご住所に送付します。
なお、新規加入及び口数変更に伴う掛金は平成30年1月の給与から控除開始となります。

★ 一時積増を申し込まれた方へのご案内

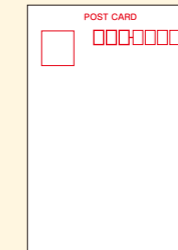
平成30年1月末頃、申し込まれた方のご住所に払込取扱票を送付しますので、期限内に払込み願います。
※金額変更及び取りやめをする場合は、「みらい」担当へご連絡ください。

〈みらい担当〉

住宅貸付金の年末残高等証明書の発行

住宅借入金等特別控除を受けるための年末調整・確定申告用の年末残高等証明書を、平成29年9月下旬から10月上旬に組合員本人のご住所あてに送付します。

- 年末調整等の手続に必要なになりますので、手続されるまで大切に保管してください。
- 住宅借入金等特別控除の申告は、初回のみ確定申告を行い、2年目からは年末調整の手続ができます。
- 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。



年末残高等証明書

発行対象者および注意事項

1	発行対象者	次の①及び②のいずれにも該当する方 ①平成19年1月～平成29年8月の間に住宅貸付を受けた方 ②弁済回数が120回(10年)以上の住宅貸付を受けた方 ※発行対象条件には該当しないが、税務署で住宅ローン控除の対象であると確認されている場合は、貸付2-2-2「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行申請書を共済センターに送付してください。
2	再発行	原則として再発行はできません。 やむを得ず再発行を希望する場合は、共済センターにご相談ください。
3	年明けに発行となる方	次に該当する方には、平成30年1月下旬から2月上旬に発送します。 ●平成29年9月以降に臨時弁済をして年末残高が変わった方 ●平成29年9月～12月の間に新規に一般住宅貸付を受けた方
4	その他	年末残高等証明書は住宅借入金等特別控除を受けられる可能性のある方を発行対象としておりますので、該当の期間が終了した方には発行しておりません。 一般住宅貸付等の残高を確認したい場合は、貸付2-1-1「共済組合貸付金残高等照会表」を共済センターに送付し、残高の照会を行ってください。

〈貸付担当〉

70歳以上の方の外来医療費の自己負担上限額が変わりました

平成29年8月から70歳以上の方の外来医療費の自己負担上限額が次のとおり変更となりました。

見直し前

外来(個人ごと)	ひと月の上限額
12,000円	44,400円

見直し後

(平成29年8月診療分から)

外来(個人ごと)	ひと月の上限額
14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 <多数回44,400円※>

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数該当となり、上限額が下がります。

<給付担当>

整骨院・接骨院での受領委任払いに関する注意点

整骨院や接骨院での施術において、健康保険の適用となる負傷は療養費に該当するため、施術に要した費用を受療者が全額自己負担していただき、共済組合負担分を申請して支給を受ける仕組みとなっています。ただし、柔道整復師(以下「施術師」といいます。)が共済連盟と「受領委任払」の協定を結んでいれば、一般的な医療機関での保険診療と同様に、自己負担のみで施術を受けることができます。

整骨院や接骨院で施術を受けた後は、施術内容、負傷原因、負傷名、療養日数、金額が記載された「療養費支給申請書」(以下「申請書」といいます。)の記載内容をよく確認した上で申請書の委任欄に署名しなくてはなりません。申請書への署名は、療養費の受領を柔道整復師に委任する意味があり、共済組合が施術師に療養費を支払う上で重要な書類となりますので、施術を受けたご自身による記載内容の確認をお願いいたします。

白紙の申請書に署名してはダメだよ



委任欄

<給付担当>

事故等で病院にかかる場合は必ずご連絡ください

組合員及び被扶養者が、下記の例のような「交通事故(自損事故含む)」や「他人の加害行為」によるけがや病気の治療のため、保険証を使用して医療機関等を受診する場合は、**必ず共済組合に事故の状況等を連絡**の上、必要書類の提出をお願いします。

詳しくはホームページをご覧ください。

トップページ中段



事故のとき

をクリック!

「交通事故」の例

- ア 自転車、バイク、自転車事故
- イ 第三者(親族含む)が運転する自動車等に同乗中の事故
- ウ 相手不明の事故(ひき逃げ)等
- エ 自損事故

「他人の加害行為」の例

- ア 第三者の暴力や傷害行為
- イ 他人の飼い犬やペットに噛まれた
- ウ スーパー等の建物設備の欠陥によるけが
- エ 外食時の食中毒

次の場合は保険証を使用できません!!

- NG
- ✓ 労働災害対象の事故
- ✓ 飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故
- ✓ 自傷行為など故意に給付事由を発生させた場合



注意

近年、自転車関連の事故が増加傾向にあります。ところが、自転車事故に備えた損害保険に加入していないため、加害者との話し合いをご自身で行う事象が多発しています。

当事者で示談し、共済組合が負担した医療費を加害者に請求できない場合、組合員に請求することもあるのでご注意ください。

<給付担当>

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品の特許期間が切れた後、他のメーカーにより製造され、厳しい審査により先発医薬品と同等の有効成分で安全性が認められている安価な後発医薬品のことです。

ジェネリック医薬品のメリット

- ① 皆さまの医療費の自己負担が軽減されます!
 - 開発期間が短く済むため、先発医薬品より安価です。
 - 中には5割以上価格が安いものもあり、慢性疾患・長期服用の方は恩恵大!
- ② 共済掛金の引き上げ抑止に繋がります!
 - 共済組合が負担する医療費も軽減されるためです。
- ③ 飲みやすさが改善されています。
 - 味・形状を変えることで、飲みやすくなった薬が多いのが特徴です。

今や「お薬は自分で選べる時代」と言われています。

医師や薬剤師と相談し、利用できるお薬を賢く選択することで、家計の負担を軽減しましょう!



<給付担当>

特定健診を受けましょう!

Q→ 特定健康診査とは?

A 偏った食生活や運動不足などの生活習慣が引き起こす、糖尿病や脂質異常症、高血圧などの生活習慣病を予防、又は、早期発見するための40~75歳に達する方(75歳に達する方は誕生日の前日まで)を対象とした健診です。

Q→ お金かかるんでしょ?

A **無料です!**

共済組合から送付された特定健診受診券(以下「受診券」といいます。)と被扶養者証等を実施機関で提示することにより、無料で特定健康診査を受けられますので、受診券が届いた方は、ご自身の健康管理のために積極的にご利用ください。

Q→ 受診券はいつまで使えるの?

A **平成30年3月31日までです。**

早めの受診で

早め(年内)に受診しますと、受診結果(メタボリックシンドロームのリスクがある方に限ります。)に応じて、さらに無料で医師や保健師などの専門家から生活習慣病の改善のサポート(特定保健指導)を受けることができます。

更に!

受診券送付時に同封しているアンケートに受診結果の写し等を貼付(又は書き写し)の上、共済組合に送付するとオリジナル健康増進冊子(回答不足の項目等がある場合は、一般的な健康増進冊子となります。)を受け取ることができますので、併せて活用ください。



アンケートの提出期限は
平成30年1月31日(水) 必着です



Q→ 人間ドックで受診券が使えるの?

A 人間ドックの検査項目には、特定健診の検査項目が含まれています。そのため、人間ドック受検時に受診券を提出すると、人間ドック料金から特定健診の費用を差し引いた金額で、人間ドックを受検できる**場合があります。**

詳しくはホームページをご覧ください。

HOME ▶ 特定健康診査・特定保健指導 ▶ 特定健康診査・特定保健指導の実施について

〈 助成担当 〉

特定保健指導を実施しています

特定保健指導は、生活習慣病の発症リスクが高い方に対し、実施します。
特定保健指導の利用は、強制ではありませんが、健康の維持・増進に役立つものですので、積極的にご利用ください。

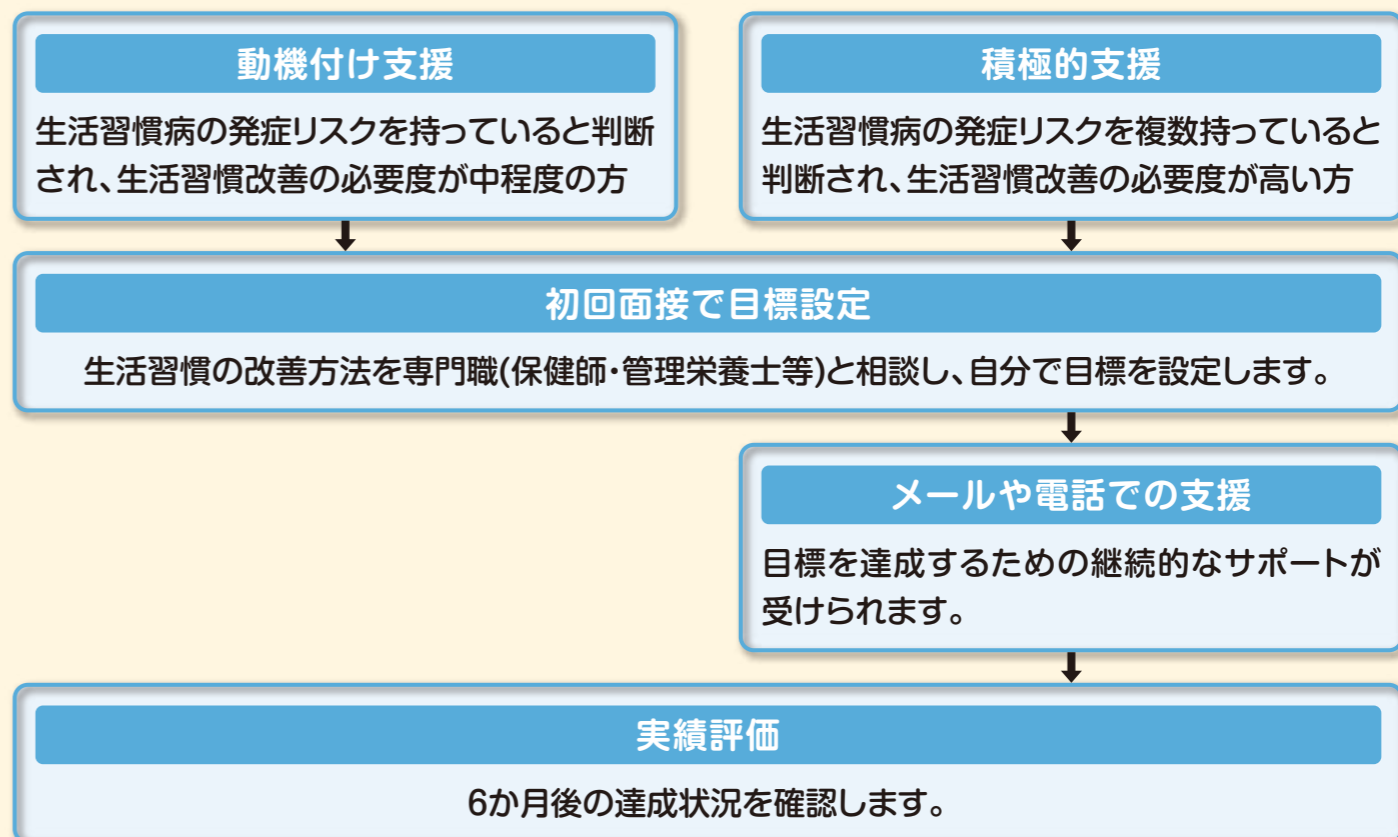
Q→ 特定保健指導とは?

A 糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送れるよう、個々の健診結果や生活状況に合わせて、医師や保健師等の専門家から重症化を防ぐためのアドバイスを受けることができるプログラムです。

● 組合員本人

組合員に対する特定保健指導については、日本郵政スタッフ株式会社へ委託し実施しています。
定期健康診断の結果、特定保健指導の対象となった方には、日本郵政スタッフ株式会社から所属事業所の所属長等を通じて文書で通知されます。
利用料は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

組合員に対する特定保健指導



● 被扶養者及び任意継続組合員

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった方には、8月以降共済センターから特定保健指導利用券とお知らせ等をお送りしています。
同封されている実施機関一覧表の中や、最寄りの医療機関へご照会の上、希望する実施機関へ予約し、特定保健指導を受けてください。

〈 助成担当 〉

がん検診のススメ

～ 郵政共済組合は、「がん対策推進企業アクション」の推進パートナーです。同アクションの議長である中川医師に執筆いただき、今号から3回の予定でがんについて連載します。～

《連載第1回》 がんは「国民病」

がんはわが国の「国民病」です。現在、日本人男性の3人に2人、女性でも2人に1人が、がんになっています。この割合は世界トップクラス。日本は、世界有数の「がん大国」です。今、年間100万人を超える人が新たにがんと診断され、37万人以上がこの病気で命を落としています。戦前からがん死亡数は一貫して増え続けていますが、欧米では、減り続けています。先進国のなかで、がん死亡数が増え続けているのは日本くらいなのです。

発がん原因の半分以上が生活習慣によるものですから、喫煙率や飲酒率などの男女差が、発がんリスクの男女差につながっていますが、54歳までの若い世代では女性の方にがんが多いため、要注意です。また、女性の喫煙率が上昇傾向にある点も気になります。がんはよほど進行しないかぎり「症状が出にくい病気」です。早期がんでは、症状が出ることはまずありませんから、元気なうちに検査をする「がん検診」が大事です。しかし、がん検診の受診率は3～4割と欧米の半分程度です。がんの治療でも、手術偏重で、放射線治療も欧米の半分程度にすぎませんし、体と心の痛みをとる「緩和ケア」も遅れています。

「がん大国」日本は、がん対策の後進国なのです。ただ、学習指導要領も改訂され、この4月からは学校での「がん教育」が始まっています。みなさんにはこの連載で、がんのことを知っていただきたいと思います。

<執筆> 中川 恵一 東京大学医学部附属病院放射線科准教授
厚生労働省がん対策推進企業アクション議長



平成29年度年金相談会のお知らせ

国家公務員共済組合連合会（以下「KKR」といいます。）では、組合員や年金受給者の皆さまの厚生年金に関する様々な相談に応じるため、今年度も年金相談会が全国各地で開催されています。

申込み時に提出した相談内容（試算や年金の一部支給停止等）に応じて、個別に相談が受けられます（年金の受給権が発生している方は、年金の請求書をご持参いただくと相談員が請求書の記載内容を確認の上、同請求書を受理してもらえます）。

なお、年金相談会におけるご相談は、ご相談当日の混雑を緩和するため、KKRへの事前の予約が必要となりますので、直接KKRへ電話または郵送にてお申込みくださいますようお願いいたします。

※共済組合ホームページのお知らせ欄の2017年5月1日の記事「平成29年度年金相談会のお知らせ」に開催地、日程等の一覧表を掲載しています。また、KKRホームページ「年金相談会のお知らせ」（予約方法についての詳細が掲載されているページ）にもリンクしていますのでご利用ください。

共済組合ホームページお知らせ欄

■ お知らせ

- 2017年5月11日 KKR広報紙5月号が発行されました
- 2017年5月 1日 **平成29年度年金相談会のお知らせ**
- 2017年4月24日 年金関係統計調査にご協力お願します

ここをクリック

開催日の1週間前まで予約を受け付けていますが、相談会場等の都合により定員になり次第、予約受付を終了する場合がありますので、年金相談をご希望の方は、お早目にご予約ください。

<年金担当>

高齢雇用継続給付を受給されている方はKKRへ届出を

KKRへの届出

高齢雇用継続給付を受給されている場合は年金額が調整されるため、次の手続を行う際にKKRへ届け出る必要があります。

- ① KKRまたは共済センターへ年金請求書を提出するとき
- ② 年金決定後に退職するとき

提出書類

「老齢厚生・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」
 ※上記①に該当する場合、同届はKKRから事前送付される年金請求書に同封されています。
 ※上記②に該当する場合、ひとりひとりの状況に応じた退職手続に必要な様式を併せて送付いたしますので、共済センターへお問い合わせください

添付書類

「高齢雇用継続給付決定通知書」の写し



高齢雇用継続給付とは

60歳以降も失業給付を受給されることなく働き続けている方が60歳のときの賃金の75%未満になった場合に、その賃金の低下率に応じて定められた支給率により、一定額を雇用保険から補てんするもの。

高齢雇用継続給付の受給要件

- 雇用保険の被保険者期間が5年以上あり、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であること。
- 60歳以降に雇用保険の基本手当（失業給付）を受給していないこと。
- 60歳以後の賃金が、60歳時点の賃金（60歳になる過去6か月間の平均賃金）の75%未満になったこと。

高齢雇用継続給付と老齢厚生年金との調整

高齢雇用継続給付を受給されている場合、在職支給停止による老齢厚生年金の調整に加えて、さらに高齢雇用継続給付の給付額に応じて一部が支給停止されます。



<年金担当>